



熊本県公報

第13220号
令和5年(2023年)
4月11日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(松島加入区)・・・(団体支援課) 1
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除・・・(健康福祉政策課) 1
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除・・・(//) 2
- 道路の供用開始・・・(道路保全課) 2
- 道路の区域変更・・・(//) 2
- 道路の供用開始・・・(//) 2
- 漁業権遊漁規則の変更認可・・・(水産振興課) 3
- 漁業権遊漁規則の認可・・・(//) 3
- 漁業権遊漁規則の変更認可・・・(//) 6
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の変更・・・(農村計画課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・(建築課) 7
- 公共測量の終了・・・(監理課) 8
- 公共測量の終了・・・(//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・(商工振興金融課) 8
- 正 誤**
- 令和5年(2023年)4月1日熊本県選挙管理委員会告示第18号(熊本県議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の一部変更)中・・・(選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第367号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和5年(2023年)4月11日から令和5年(2023年)4月25日まで、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1 項の申出をする漁 業協同組合	縦覧場所
松島加入区	上天草市松島町合津6959番地5 中崎 勝男 上天草市松島町合津7360番地 杉田 和春 上天草市松島町合津6716番地4 濱崎 繁秋	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第368号

令和2年(2020年)7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯に対する被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の認定を解除する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 長期避難世帯の認定を解除する地域
葦北郡芦北町大字海浦711番地、713番地、725番地8、731番地1の3及び753番地
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日
令和5年(2023年)4月11日

熊本県告示第369号

令和2年(2020年)7月3日から大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯に対する被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の認定を解除する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 長期避難世帯の認定を解除する地域
葦北郡津奈木町大字福浜4136番地1、4136番地3、4143番地、4145番地、4146番地2及び4149番地
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日
令和5年(2023年)4月11日

熊本県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	本渡港線	天草市港町 10番19地先から 同所 1番7地先まで	65.9	防安交 (改築)

- 2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)4月11日

熊本県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	川尻宇土線	宇土市松山町 無番地先から 宇土市松山町 1082番1地先まで	前 後	9.5 ~ 12.5 11.3 ~ 13.2	45.0 45.0	防安交 (交通安全)

- 2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)4月11日

熊本県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	川尻宇土線	宇土市松山町 無番地先から 宇土市松山町 1082番1地先まで	45.0	防交交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)4月11日

熊本県告示第373号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、令和5年(2023年)3月27日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 漁業権者の名称及び住所

鏡町漁業協同組合
八代市鏡町野崎1028番地2

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

鏡町漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第10号共同漁業権遊漁規則を次のとおり変更する。
第2条第2項中「手釣・竿釣」を「手釣、竿釣」に、「提出して」を「組合に提出して」に改め、同条第3項中「手釣・竿釣」を「手釣、竿釣」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業は、右欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

漁業の名称	漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網、網目2cm未満のもの

第5条第1項中「第1号の場合」を「手釣、竿釣による遊漁」に、「同号」を「第1号」に改め、同条第2項中「野崎字1番割」を「野崎」に、「事務所」を「本事務所」に改める。

第10条中「鏡町」を「八代市鏡町」に、「ついては」を「ついては、」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年4月1日又は鏡町漁業協同組合と千丁漁業協同組合との合併が成立した日のいずれか遅い日

熊本県告示第374号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第1項の規定により、令和5年(2023年)3月27日付けで遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 漁業権者の名称及び住所

鏡町漁業協同組合
八代市鏡町野崎1028番地2

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 遊漁規則の内容

鏡町漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が昭和漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を

- 受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)
 第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣 竿釣 投網 徒網 うざ たも網	制限なし	内共第12号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣 竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)
 第4条 次の表の左欄の漁業は、右欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

漁業の名称	漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網、網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)
 第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、手釣、竿釣による遊漁において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、第1号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	備考
こい ふなぎ	手釣 竿釣	徒歩 日	300円
		年	3,500円
うなぎ	船使用	日	600円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	備考
こい ふなぎ	徒網	年	2,500円
	投網(船・浮・台)	年	3,500円
うなぎ	うざ たも網	年	1,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。
 住所 熊本県八代市鏡町野崎1028番地2 鏡町漁業協同組合本事務所
 熊本県八代市昭和明徴町837番地 昭和漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)
 第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記第1号様式による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 (遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 (漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第2号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であ

ることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日又は鏡町漁業協同組合と千丁漁業協同組合との合併が成立した日のいずれか遅い日から施行し、この免許の存続期間適用する。
- 2 鏡町漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則（平成25年12月24認可）は、廃止する。
- 3 千丁漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則（平成25年12月24認可）は、廃止する。

別記第1号様式

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO.
遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。
記

遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)

承認期間
魚 種
漁具・漁法
遊漁区域
遊 漁 料
発 行 者
内共第12号共同漁業権管理協議会

注意事項

- 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

別記第2号様式

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO.
漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間

発行者
内共第12号共同漁業権管理協議会

注意事項

- 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。
- 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

熊本県告示第375号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、令和5年（2023年）3月27日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 漁業権者の名称及び住所
千丁漁業協同組合
八代市千丁町古閑出2975番地8
- 漁業権の免許番号
内共第13号
- 変更の内容
千丁漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第13号共同漁業権遊漁規則を次のとおり変更する。
題名中「千丁」を「鏡町」に改める。
第1条中「千丁」を「鏡町」に、「こい・ふな・うなぎ」を「こい、ふな及びうなぎ」に改める。
第2条第2項中「手釣・竿釣」を「手釣、竿釣」に、「提出して」を「組合に提出して」に改め、同条第3項中「手釣・竿釣」を「手釣、竿釣」に改める。
第4条を次のように改める。
第4条 次の表の左欄に掲げる漁業は、右欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

漁業の名称	漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網、網目2cm未満のもの

- 第5条第1項中「第1号の場合」を「手釣、竿釣による遊漁」に、「同号」を「第1号」に改め、同条第2項中「熊本県八代市千丁町古閑出2975番地8 千丁漁業協同組合事務所」を「熊本県八代市鏡町野崎1028番地2 鏡町漁業協同組合本事務所」に改める。
別記様式(1)中「千丁」を「鏡町」に改める。
様式(2)中「千丁」を「鏡町」に改める。
- 変更後の遊漁規則の施行の日
令和5年4月1日又は鏡町漁業協同組合と千丁漁業協同組合との合併が成立した日のいずれか遅い日

公 告**熊本県公告第245号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営大口西部地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営大口西部地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年(2023年)4月12日から令和5年(2023年)5月12日まで
- 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字居屋敷455番1の一部、同455番2、同又455番の一部及び同536番の一部
4,658.84平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字安永1213番地2
社会福祉法人純心会

熊本県公告第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（GNSS水準測量）	令和4年（2022年） 10月3日から 令和5年（2023年） 3月8日まで	上天草市松島町合津地内

熊本県公告第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により八代市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
都市計画（修正数値図化、数値地形図データ作成）	令和4年（2022年） 8月31日から 令和5年（2023年） 2月24日まで	八代市の一部

熊本県公告第249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年（2023年）4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生協くまもと 水光社本店
水俣市古賀町一丁目1番1号
- 2 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)
駐輪場No.1 6台（建物西側）
駐輪場No.2 36台（建物敷地西側駐車場東側）
合 計 42台
(変更後)
駐輪場No.1 6台（建物西側）
駐輪場No.2 36台（建物敷地西側駐車場東側）
駐輪場No.3 15台（建物西側）
合 計 57台
- 3 変更する年月日
令和5年（2023年）3月28日
- 4 届出年月日
令和5年（2023年）3月27日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
令和5年（2023年）4月11日から令和5年（2023年）8月11日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年（2023年）8月11日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

正 誤

令和5年(2023年)4月1日熊本県選挙管理委員会告示第18号(熊本県議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の一部変更)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3 2	齊藤 香一	齋藤 香一
	3 5	安倍 千佳子	安部 千佳子